

平成 28 年度および平成 29 年度公立大学法人滋賀県立大学水質分析業務委託契約書  
(案)

委託者 公立大学法人滋賀県立大学 理事長 大田 啓一（以下「甲」という。）と、  
受託者 （以下「乙」という。）は、滋賀県立大学における水質分析業務に関し、次の条項により委託契約を締結し、双方誠実に履行するものとする。

(総 則)

第 1 条 乙は、別紙仕様書に基づき、誠実に業務を実施するものとする。

(委託期間)

第 2 条 甲が乙に対して水質分析業務を委託する期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

(委託料)

第 3 条 甲の乙に対する業務委託料は、 円（うち取引にかかる消費税  
および地方消費税の額 円）とする。支払年度区分は平成 28 年度金  
円、平成 29 年度金 円とし、各年度の月額支払金額は  
別紙のとおりとする。

2 前項の消費税および地方消費税の額は、消費税法第 28 条第 1 項および第 29 条なら  
びに地方税法第 72 条の 82 および第 72 条の 83 の規定に基づき、契約金額に 108  
分の 8 を乗じて得た額である。

3 甲は、毎月業務終了後、乙から適法な支払請求書を受領し、業務終了後の翌月末まで  
に請求代金を支払うものとする。

(契約の解除)

第 4 条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が、この契約に違反したとき。

(2) 委託業務の処理が不相当と甲が認めたとき。

(3) 乙が、この契約を履行することができないと甲が認めたとき。

(4) 乙、乙の役員等（乙の代表者もしくは役員またはこれらの者から甲との取引上の  
一切の権限を委任された代理人をいう。）または乙の経営に実質的に関与している  
者が次のいずれかに該当するとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下  
「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であ  
ると認められるとき。

イ 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認め  
られるとき。

ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える  
目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直  
接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認めら  
れるとき。

オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる  
とき。

カ 暴力団、暴力団員または前記ウからオまでのいずれかに該当する者であることを  
知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。

2 前項の規定により甲が本契約を解除しても、甲に対して損害および異議の申し立てを  
することはできない。

(誓約書の提出)

第5条 乙は、滋賀県暴力団排除条例(平成23年滋賀県条例第13号)の趣旨にのっとり、暴力団等に該当しないことを表明・確約するため、別紙誓約書を契約締結時に甲に提出するものとする。

(権利義務の譲渡)

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、または請負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

(業務内容の変更)

第8条 甲は、必要があると認めたときは、委託業務の内容を変更し、または委託業務を一時中止することができる。この場合における業務委託料および業務期間については、甲乙協議の上定める。

(価格の変動に基づく委託金額の変更)

第9条 契約期間内に物価の大幅な変動、その他予期することのできない事由の発生により、甲乙双方が委託金額を著しく不相当であると認める場合には、委託金額の変更を求めることができる。

(業務従業者等)

第10条 乙は、業務の遂行に当たっては、この契約で定める事項のほか、関係法令を遵守しなければならない。

2 乙は、業務従業者の労働時間、風紀、規律等について、一切の責任を負うものとする。

(秘密の保持)

第11条 乙およびその従業員は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(損害賠償)

第12条 乙は、業務の遂行中に甲または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべきものについては、甲の負担とする。

(契約外の事項)

第13条 この契約条項に定めるもののほか、必要な事項については公立大学法人滋賀県立大学会計規則、その他法令に定めるところによる。

2 その他この契約に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

以上、契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保持する。

平成28年 月 日

甲 (契約責任者)

滋賀県彦根市八坂町2500番地

公立大学法人滋賀県立大学 理事長 大田 啓一

乙 (委託業務請負人)

別紙 各月支払額一覧表

【1】平成28年度

I 環境管理センター 月額 円  
年額 円 ①

II (1) 圃場南側 (放流水)

		A	B	
平成28年	4月分	円		
	5月分	円 +	円 =	円
	6月分	円		
	7月分	円		
	8月分	円 +	円 =	円
	9月分	円		
	10月分	円		
	11月分	円 +	円 =	円
	12月分	円		
平成29年	1月分	円		
	2月分	円 +	円 =	円
	3月分	円		
		計	円 ②	

A 生活環境項目(10) + 健康項目2(1)、 B 有害物質等項目(23) + 健康項目1(8)

II (2) 湖沼環境実験施設 (排水)

		A	B	
平成28年	4月分	円		
	5月分	円 +	円 =	円
	6月分	円		
	7月分	円		
	8月分	円 +	円 =	円
	9月分	円		
	10月分	円		
	11月分	円 +	円 =	円
	12月分	円		
平成29年	1月分	円		
	2月分	円 +	円 =	円
	3月分	円		
		計	円 ③	

A 生活環境項目(10)、 B 有害物質等項目(24)

II (3) 滋賀県立大学 (下水) 月額 円  
年額 円 ④

平成28年度 小計

I、II (1)、(2) および(3)の合計 (①+②+③+④) 円

【2】平成29年度

I 環境管理センター 月額 円  
年額 円 ①

II (1) 圃場南側 (放流水)

	A		B	
平成29年 4月分	円			
5月分	円 +		円 =	円
6月分	円			
7月分	円			
8月分	円 +		円 =	円
9月分	円			
10月分	円			
11月分	円 +		円 =	円
12月分	円			
平成30年 1月分	円			
2月分	円 +		円 =	円
3月分	円			
		計	円 ②	

A 生活環境項目(10) + 健康項目2(1)、 B 有害物質等項目(23) + 健康項目1(8)

II (2) 湖沼環境実験施設 (排水)

	A		B	
平成29年 4月分	円			
5月分	円 +		円 =	円
6月分	円			
7月分	円			
8月分	円 +		円 =	円
9月分	円			
10月分	円			
11月分	円 +		円 =	円
12月分	円			
平成30年 1月分	円			
2月分	円 +		円 =	円
3月分	円			
		計	円 ③	

A 生活環境項目(10)、 B 有害物質等項目(24)

II (3) 滋賀県立大学 (下水) 月額 円  
年額 円 ④

平成29年度 小計

I、II (1)、(2) および(3)の合計 (①+②+③+④) 円

契約金額 円